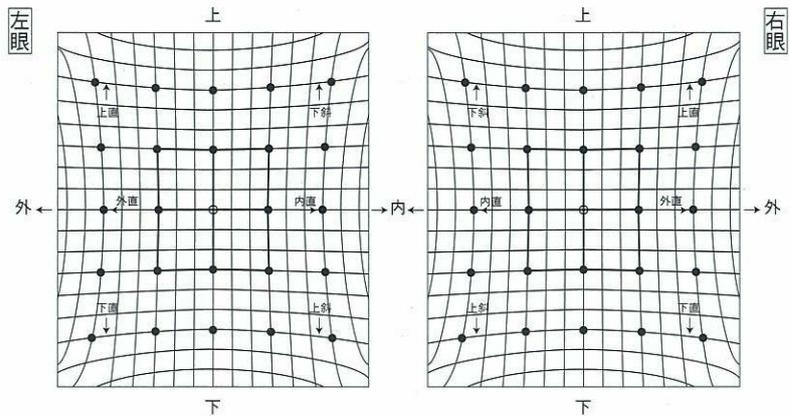


※2 ヘススクリーンテスト

専用の検査結果記録用紙(ヘスチャート)から、複視の生じている方向と左右の像のずれの間隔をみるための検査です。

〔ヘスチャート〕



障害等級表(労働者災害補償保険法施行規則別表第1)(抜粋)

眼 球 の 障 害	視 力 障 害	両眼が失明したもの	第1級の1
		1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	第2級の1
		両眼の視力が0.02以下になったもの	第2級の2
		1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	第3級の1
		両眼の視力が0.06以下になったもの	第4級の1
		1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	第5級の1
		両眼の視力が0.1以下になったもの	第6級の1
		1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	第7級の1
		1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの	第8級の1
		両眼の視力が0.6以下になったもの	第9級の1
		1眼の視力が0.06以下になったもの	第9級の2
		1眼の視力が0.1以下になったもの	第10級の1
1眼の視力が0.6以下になったもの	第13級の1		
調 節 機 能 障 害	両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	第11級の1	
	1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	第12級の1	
	正面視で複視を残すもの	第10級の1の2	
	両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	第11級の1	
運 動 障 害	1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	第12級の1	
	正面視以外で複視を残すもの	第13級の2の2	
	両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	第9級の3	
視 野 障 害	1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	第13級の2	
	まぶたの障 害	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	第9級の4
1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		第11級の3	
両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの		第13級の3	
1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの		第14級の1	
運 動 障 害	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	第11級の2	
	1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	第12級の2	

このリーフレットの内容につきましてご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局労災補償課までお問い合わせください。